京丹後市地域防災計画

震災対策計画編修正(案)

令和5年3月 京丹後市防災会議

| | 現 | 行 | | 改正案 | | | | | |
|--------------------------------------|-------------|---------------|----------------------------------|--|-----------------|----------------------|---|-------------------|--|
| 第1編 総則 第2章 防災機関の処理 第1節 防災関係機関の | | の大綱並びに住民・事 | 業所の責務 | 第1編 総則 第2章 防災機関の処理す 第1節 防災関係機関の事 | | の大綱並びに住民・事績 | 業所の責務 | | |
| (略) | | | | (略) | | | | 組織変更に伴う | |
| 機関名 | | | | 機関名 | 如 | 理すべき事務又は業務の大 | 綱 | 正 | |
| (略) | | | | (略) | | | | | |
| (略) | | | | (略) | | | | | |
| 略 観光協会 1 | 宿泊施設等に対する各別 | 種情報の伝達と災害情報等の | | 一 一 略 <u>観光公社</u> | 宿泊施設等に対する各種 | 重情報の伝達と災害情報等の | | | |
| (略) | | <u></u> | | (略) | <u></u> | | | | |
| (略) | 気象 | その極値 | | (略) | 気象 | やの極値 | | _ | |
| 項目 | 極値(第1位) | 年 月 日 | 統計期間 | 項目 | 極値(第1位) | 年 月 日 | 統計期間 | 最新のデータに | |
| 最高気温 | 37. 9℃ | 2018年8月22日 | $1977/2 \sim 2022/2$ | 最高気温 | 37.9℃ | 2018年8月22日 | $1977/2 \sim \frac{2023/2}{2023/2}$ | 新(気象庁ホー | |
| 最低気温 | -5. 9°C | 1981年2月26日 | $1977/2 \sim 2022/2$ | 最低気温 | -5.9℃ | 1981年2月26日 | 1977/2~2023/2 | ーージ | |
| 最大風速・風向 | 26m北東 | 2004年10月20日 | $1977/2 \sim 2022/2$ | ──││最大風速・風向 | 26m北東 | 2004年10月20日 | $1977/2 \sim 2023/2$ | 過去の気象デー | |
| 日降水量 | 169 mm | 1990年9月18日 | $1976/4 \sim \underline{2022/2}$ | ── 日降水量 ── 最大 1 時間降水量 | 169 mm 51 mm | 1990年9月18日 1995年9月3日 | $\frac{1976/4 \sim 2023/2}{1976/4 \sim 2023/2}$ | 検索による) | |
| 最大1時間降水量 | 51 mm | 1995年9月3日 | $1976/4 \sim 2022/2$ | 月間降水量の多い方 | 677 mm | 2005年12月 | $\frac{1976/4 - 2023/2}{1976/4 - 2023/2}$ | - | |
| 月間降水量の多い方 | 677 mm | 2005年12月 | $1976/4 \sim 2022/2$ | 月間降水量の少ない方 | 5 mm | 2000年8月 | $\frac{1976/4}{2023/2}$ | 1 | |
| 月間降水量の少ない方 | 5 mm | 2000年8月 | $1976/4 \sim 2022/2$ | 月間日照時間の多い方 | 244. 5 時間 | 2022年5月 | $\frac{2021/3 \sim 2023/2}{2021/3 \sim 2023/2}$ | 1 | |
| | 297.8 時間 | 2006年8月 | 1987/11~2022/2 | 月間日照時間の少ない方 | 46.9時間 | 2022年12月 | $\frac{2021/3 \sim 2023/2}{2021/3 \sim 2023/2}$ | 1 | |
| 月間日照時間の多い方 月間日照時間の少ない方 | 23.2 時間 | 2015年1月 | $1987/11\sim2022/2$ | 」 資料) アメダス | | | | • | |

(令和2年の月別気象)

令和2年(2020年)の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

令和2年(2020)年の月別及び全年の気象

| | 降水量 | 最大 日 降水量 | 起日 | 最大 1時間 降水量 | 起日 | 平均 気温 | 最高 気温 | 起日 | 最低 気温 | 起日 | 平均風速 | 最大風速 | 風向 | 起日 | 日照時間 |
|------|--------------|----------------|-------|------------------|-------|-----------------|--|-------|-------------|-----------|------------|------|-----------|-------|--------------|
| 単位 | mm | mm | (月/)日 | mm | (月/)日 | $_{\mathbb{C}}$ | $^{\circ}\!$ | (月/)日 | $^{\circ}$ | (月/)日 | m/s | m/s | | (月/)日 | 時間 |
| 1月 | <u>157.0</u> | 23.0 | 30 日 | 14.0 | 8日 | <u>7.9</u> | 16.9 | 8日 | 2.6 | 31 日 | 4.9 | 22.0 | 西 | 8日 | 43.7 |
| 2月 | 77.5 | 12.5 | 18 日 | 6.0 | 16 日 | 7.4 | 18.4 | 16 日 | 0.0 | 18日 | 4.5 | 16.2 | <u>西</u> | 16 日 | 91.3 |
| 3月 | 143.5 | 21.5 | 10 日 | 7.0 | 11 日 | 9.7 | 22.3 | 19 日 | 1.4 | 17 日 | 4.3 | 16.5 | <u>西</u> | 19日 | <u>156.1</u> |
| 4月 | 123.0 | 29.0 | 1日 | 9.0 | 18 日 | <u>11.6</u> | 21.7 | 25 日 | <u>5.1</u> | 24 日 | 4.1 | 17.0 | <u>北東</u> | 13 日 | <u>190.5</u> |
| 5月 | <u>75.5</u> | 20.5 | 16 日 | 11.5 | 19 日 | <u>17.7</u> | <u>29.6</u> | 24 日 | 10.8 | 8日 | 2.5 | 10.7 | 西南西 | 13 日 | 206.4 |
| 6月 | 258.5 | 64.0 | 14 日 | 24.5 | 14 日 | 22.2 | 32.9 | 9日 | <u>15.6</u> | 8日 | 2.2 | 11.6 | <u>西</u> | 14 日 | 201.8 |
| 7月 | 272.5 | 45.0 | 13 日 | 10.5 | 6日 | 23.5 | 32.1 | 21 日 | 18.5 | 13 日 | 2.2 | 12.7 | <u>西</u> | 15日 | 62.2 |
| 8月 | <u>39.0</u> | 21.5 | 31 日 | 21.5 | 31 日 | 28.1 | 36.2 | 11 日 | 23.0 | <u>7日</u> | 1.8 | 7.1 | 東北東 | 7日 | <u>265.3</u> |
| 9月 | 185.0 | <u>57.5</u> | 25 日 | <u>18.5</u> | 11 日 | 24.1 | <u>35.7</u> | 2日 | <u>17.4</u> | 29 日 | <u>3.0</u> | 9.9 | 西 | 9日 | <u>131.8</u> |
| 10 月 | 88.5 | 28.0 | 23 日 | 8.0 | 23 日 | 18.0 | 26.3 | 2日 | 10.4 | 24 日 | <u>3.5</u> | 14.2 | <u>西</u> | 24 日 | 128.4 |
| 11 月 | 131.0 | 48.0 | 28 日 | 10.5 | 28 日 | 14.2 | 24.4 | 19 日 | <u>6.3</u> | 28 日 | <u>3.6</u> | 13.3 | 西南西 | 27 日 | <u>113.9</u> |
| 12 月 | 291.5 | 50.5 | 16 日 | 10.5 | 25 日 | <u>7.6</u> | 14.7 | 10 日 | <u>-0.1</u> | 31 日 | 4.4 | 21.6 | 西 | 30 日 | <u>75.1</u> |
| 全年 | 1842.5 | 64.0 | 6月14日 | 24.5 | 6月14日 | <u>16.0</u> | 36.2 | 8月11日 | <u>-0.1</u> | 12月31日 | 3.4 | 22.0 | 西 | 1月8日 | 1666.5 |

第2節 市の社会的条件

第1 人口等

15 3 観光入込客

夏は海水浴、冬はカニ等の海の幸が主な観光資源として、年間観光入込客は約 <u>219</u>万人。大部分は日帰り客(平成 28 年実績 84%)である。

| | 観光入込客 | | | | | | | | | (単 | 位:人) |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------------|----------|----------|----------|
| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| 160, 390 | 138, 692 | 143, 301 | 128, 722 | 175, 798 | 111, 145 | 286, 952 | 405, 496 | <u>157, 261</u> | 149, 127 | 165, 302 | 173, 444 |
| | | | | | | | | 合 | 計 | 2, 195 | 5, 630 |

※ 平成 28 年観光入込客数 商工観光部資料

第4章 震災の想定、地震災害履歴及び考慮すべき災害特性

第2節 震災の想定

第4 最大クラスの地震・津波を対象とした震度予測等、浸水想定及び被害予測

25 1 最大クラスの地震・津波の対象の選定等

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえて制定された津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成26年9月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会」(事務局:国土交通省)から、日本海における最大クラスの津波断層モデルが提示された。

京都府において、これらの断層及び過去に発生した津波の断層から、専門家の科学的な知見を踏まえ、京都府に影響が大きい断層として日本海中部地震(1983年)、F20、F24、F29、F52、F53(若狭湾内断層)、F54(郷村断層)を選定し、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラ

(令和3年の月別気象)

令和3年(2021年)の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

令和3年(2021)年の月別及び全年の気象

| 月 | 降水量 | 最大 日 降水量 | 起日 | 最大 1時間 降水量 | 起日 | 平均 気温 | 最高気温 | 起日 | 最低気温 | 起日 | 平均風速 | 最大風速 | 風向 | 起日 | 日照時間 |
|------|--------------|----------------|------------|------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|----------------|-----------|------------|-------------|-----------|-------|--------------|
| 単位 | mm | mm | (月/)日 | mm | (月/)日 | $_{\mathbb{C}}$ | $_{\mathbb{C}}$ | (月/)日 | $^{\circ}$ C | (月/)日 | m/s | m/s | | (月/)日 | 時間 |
| 1.月 | 228.5 | <u>35.0</u> | 8日 | <u>6.0</u> | 31 日 | <u>5.0</u> | <u>15.8</u> | 26 日 | <u>-4.4</u> | 8日 | 4.7 | 21.1 | 西 | 7日 | <u>53.1</u> |
| 2月 | 115.5 | <u>39.0</u> | 15 日 | 7.0 | 15 日 | <u>7.6</u> | <u>19.8</u> | 21 日 | <u>-2.8</u> | 17日 | 4.6 | <u>17.7</u> | 西 | 15 日 | 119.7 |
| 3月 | 123.5 | <u>29.5</u> | <u>5</u> 日 | 8.0 | 13 日 | 10.4 | 21.4 | 27 日 | $\frac{2.7}{}$ | 4日 | <u>3.5</u> | <u>13.8</u> | 東北東 | 13 日 | <u>161.5</u> |
| 4月 | <u>116.0</u> | <u>32.0</u> | 17日 | 9.0 | 17日 | <u>13.0</u> | 25.1 | 2日 | 5.2 | 15 日 | <u>3.4</u> | 18.2 | 西 | 17日 | 229.4 |
| 5月 | 182.0 | <u>59.5</u> | 17日 | <u>19.0</u> | 17日 | <u>17.5</u> | <u>29.3</u> | 15 日 | 9.8 | 2日 | <u>2.6</u> | 14.9 | 西 | 2 日 | 176.2 |
| 6月 | <u>97.5</u> | <u>31.0</u> | 19 日 | 9.5 | 4日 | 21.6 | 33.2 | 10 日 | <u>15.0</u> | 5日 | <u>2.0</u> | <u>8.1</u> | 東北東 | 28 日 | 169.9 |
| 7月 | <u>173.0</u> | 44.5 | <u>7</u> 日 | 14.5 | 15 日 | <u>25.8</u> | 33.7 | 18 日 | 21.2 | <u>7日</u> | <u>1.9</u> | <u>8.7</u> | 東北東 | 21 日 | <u>195.0</u> |
| 8月 | 344.0 | 111.0 | 14 日 | <u>20.5</u> | 3日 | 26.0 | <u>35.5</u> | <u>7</u> 目 | <u>19.5</u> | 13 日 | <u>2.0</u> | 24.7 | 西南西 | 9日 | 134.8 |
| 9月 | <u>134.5</u> | <u>31.5</u> | 2日 | 9.0 | 2日 | 23.3 | 31.4 | 21 日 | <u>19.0</u> | 27 日 | 2.5 | <u>9.5</u> | <u>北東</u> | 24 日 | 133.5 |
| 10 月 | 81.0 | <u>26.0</u> | 17日 | 10.0 | 17日 | <u>19.1</u> | 30.4 | 11 日 | <u>11.5</u> | 20 日 | 3.8 | 12.4 | 北北東 | 22 日 | 168.4 |
| 11 月 | 123.5 | 24.5 | 22 日 | 9.0 | 22 日 | <u>13.5</u> | 22.4 | 8日 | 6.1 | 24 日 | 3.4 | 13.8 | 西南西 | 23 日 | 131.5 |
| 12月 | 193.0 | <u>36.0</u> | 17 日 | 8.5 | 30 日 | 8.2 | 16.4 | 16 日 | 0.2 | 27 日 | <u>5.1</u> | 20.3 | 西 | 17 日 | 62.5 |
| 全年 | 1912.0 | 111.0 | 8月14日 | <u>20.5</u> | 8月3日 | <u>15.9</u> | <u>35.5</u> | 8月7日 | <u>-4.4</u> | 1月8日 | <u>3.3</u> | 24.7 | 西南西 | 8月9日 | 1562.7 |

最新のデータに更新 (気象庁ホームページ 過去の気象データ検

過去の気象データを 索による)

第2節 市の社会的条件

第1 人口等

3 観光入込客

夏は海水浴、冬はカニ等の海の幸が主な観光資源として、年間観光入込客は約 <u>128</u>万人。大部分は日帰り客(<u>令和3</u>年実績 <u>77</u>%)である。

| | | | | | 観光入込 | 客 | | | | (単 | 位:人) |
|---------|----------------|---------|---------|--------|---------|----------|-----------------|---------|----------|---------------|----------|
| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| 74, 120 | <u>75, 134</u> | 97, 953 | 78, 954 | 27,014 | 71, 160 | 216, 054 | <u>191, 034</u> | 43, 351 | 123, 644 | 157, 850 | 122, 861 |
| | • | • | • | • | | | | 合 | 計 | <u>1, 279</u> | 9, 129 |

※ 令和3年観光入込客数 商工観光部資料

第4章 震災の想定、地震災害履歴及び考慮すべき災害特性

第2節 震災の想定

第4 最大クラスの地震・津波を対象とした震度予測等、浸水想定及び被害予測

1 最大クラスの地震・津波の対象の選定等

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえて制定された津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成26年9月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会」(事務局:国土交通省)から、日本海における最大クラスの津波断層モデルが提示された。

京都府において、これらの断層及び過去に発生した津波の断層から、専門家の科学的な知見を踏まえ、京都府に影響が大きい断層として日本海中部地震(1983 年)、F20、F24、F49、F52、F53(若狭湾内断層)、F54(郷村断層)を選定し、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラ

時点修正

字句修正

スの地震・津波」を対象に震度予測、津波浸水想定及び被害予測等が行われた。 (略)

第2編 災害予防計画

第1章 建造物 • 公共施設等安全確保計画

第2節 建築物等の震災対策計画

第2 計画の内容

3 建築物等に対する耐震・防災上の指導等

| 計画名 | 計画のあらまし |
|-----------|--|
| (略) | |
| 建築物等の安全確保 | □耐震診断・改修等地震災害防止対策の必要の啓発、促進(特に既存耐震不適格住宅) □府と連携して <u>(追加)</u> 危険なブロック塀の除却を <u>促進</u> (略) |
| (略) | |

第3節 通信施設・電気施設防災計画

第2 計画の内容

36 2 災害予防のためのソフト環境整備

| 計画名 | 計画のあらまし |
|--------------|-------------------------|
| (略) | |
| 関西電力送配電株式会社の | (略) |
| 災害予防のためのソフト環 | □各電力会社、関連工事会社との応援協力体制整備 |
| 境整備 | (追加) |
| | |

第8節 社会福祉施設防災計画

第2 計画の内容

42

2 非常時活動体制の整備・強化

| 2 作品时值期净制切登闸· | 7 08/10 |
|---------------|--|
| 計画名 | 計画のあらまし |
| (略) | |
| 要配慮者支援拠点としての | □福祉避難所、要配慮者優先避難所指定の促進 |
| 整備 | □福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し <u>本人とその家族のみ</u> |
| | <u>が避難する施設であることを明示することにより、</u> 福祉避難所 <u>への直接</u> |
| | の避難を促進 |
| | (略) |

第9節 鉄道施設防災計画

| 第2 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)の計画

スの地震・津波」を対象に震度予測、津波浸水想定及び被害予測等が行われた。 (略)

第2編 災害予防計画

第1章 建造物 • 公共施設等安全確保計画

第2節 建築物等の震災対策計画

第2 計画の内容

3 建築物等に対する耐震・防災上の指導等

| 0 年来の寺に対する間茂 | 65人工。1144 |
|--------------|--|
| 計画名 | 計画のあらまし |
| (略) | |
| 建築物等の安全確保 | □耐震診断・改修等地震災害防止対策の必要の啓発、促進(特に既存耐震不適格住宅) □府と連携して <u>建築基準法上</u> 危険なブロック塀の除却を <u>啓発</u> (略) |
| (略) | |

第3節 通信施設・電気施設防災計画

第2 計画の内容

2 災害予防のためのソフト環境整備

| 計画名 | 計画のあらまし |
|--------------|------------------------------------|
| (略) | |
| 関西電力送配電株式会社の | (略) |
| 災害予防のためのソフト環 | □各電力会社、関連工事会社との応援協力体制整備 |
| 境整備 | □「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づく事 |
| | 前対策の検討や市との連携強化 |

第8節 社会福祉施設防災計画

第2 計画の内容

2 非常時活動体制の整備・強化

| 2 11 111 11 11 12 11 11 11 11 11 11 11 1 | 22/0 |
|--|---|
| 計画名 | 計画のあらまし |
| (略) | |
| 要配慮者支援拠点としての | □福祉避難所、要配慮者優先避難所指定の促進 |
| 整備 | □福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し <u>、要配慮者とその家</u> |
| | <u>族が直接</u> 福祉避難所 <u>に避難できること</u> を促進 |
| | (服务) |

第9節 鉄道施設防災計画

|第2 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)の計画

府地域防災計画との 整合(誤記修正)

協定締結に伴う修正

表現の修正

50

| 計画名 | 計画のあらまし |
|----------|---|
| (略) | |
| 地震に対する対策 | □地震動の早期検知(沿線地震計情報は、運転指令に直結し警報表示) □列車停止手配(運転指令は列車無線により緊急停止を指示、地震情報の伝達) □災害時の対策(「 <u>災害時運転取扱い手続</u> 」による) (略) |

第13節 砂防・治山施設、地すべり・急傾斜地防災計画

第2 計画の内容

| 計画名 | 計画のあらまし |
|--------------|---|
| (略) | |
| 山地災害危険地区の周知等 | □地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。(詳しい情報はインターネット府ホームページ、府丹後広域振興局森づくり振興課等で確認できる)なお、 <u>台風通過</u> 後等に山地災害危険地区の現地調査を行った府から山地災害の危険性が増大しているとの連絡を受けた場合、市は地元に周知する。 |
| | (略) |

第16節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画

地震防災対策特別措置法に基づき、知事が第<u>5</u>次地震防災緊急事業五箇年計画を変更するにあたって行う市町村意向調査に際しては、以下の事業について、採択されるよう積極的に働きかけ、地震に強いまちづくりに資するよう努める。

(略)

55

第2章 情報通信連絡網の整備計画

第2節 計画の内容

第1 通信施設等情報連絡手段の多様化

| 計画名 | 計画のあらまし |
|--------------|-----------------------------------|
| (略) | |
| 緊急速報メール、事前登録 | □住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール、事前登 |
| によるメールの活用 | によるメール <u>の活用を推進</u> |
| 地域情報化推進事業 | □CATV整備 |
| | □高速インターネット接続・IP電話 |
| | □防災・防犯情報メール |
| | □効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IOT、クラウドコンヒ |
| | ーティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進 |
| | □デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、ミ |
| | テムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備 |
| | (追加) |

| 計画名 | 計画のあらまし |
|----------|--|
| (略) | |
| 地震に対する対策 | □地震動の早期検知(沿線地震計情報は、運転指令に直結し警報表示) □列車停止手配(運転指令は列車無線により緊急停止を指示、地震情報の伝達) |
| | □災害時の対策(「 <u>鉄道事故及び災害応急処置要領</u> 」による) (略) |

府地域防災計画との 整合(鉄道事故及び 災害応急処置要領改 定に伴う修正)

第13節 砂防・治山施設、地すべり・急傾斜地防災計画

第2 計画の内容

4 危険箇所及び対策施設調査点検実施体制の整備

| · 危族自角及O对來地談師且亦使失應性的>>畫面 | |
|--------------------------|--|
| 計画名 | 計画のあらまし |
| (略) | |
| 山地災害危険地区の周知等 | □地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以 |
| | 上のものを「山地災害危険地区」とする。(詳しい情報はインターネット府 |
| | ホームページ、府丹後広域振興局森づくり振興課等で確認できる) |
| | なお、 <u>地震発生</u> 後等に山地災害危険地区の現地調査を行った府から山地災 |
| | 害の危険性が増大しているとの連絡を受けた場合、市は地元に周知する。 |
| | (略) |

府地域防災計画との 整合(震災編に合わ せた表現の修正)

第16節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画

地震防災対策特別措置法に基づき、知事が第<u>6</u>次地震防災緊急事業五箇年計画を変更するにあたって行う市町村意向調査に際しては、以下の事業について、採択されるよう積極的に働きかけ、地震に強いまちづくりに資するよう努める。

時点修正

(略)

第2章 情報通信連絡網の整備計画

第2節 計画の内容

第1 通信施設等情報連絡手段の多様化

| 計画のあらまし |
|---|
| |
| □住民に迅速に <mark>災害</mark> 情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール、事前 |
| 登録によるメール <u>、SNS、ホームページ、アプリケーション、Lアラート</u> |
| 等を活用した、多様化、多重化した情報発信手段の整備 |
| □CATV整備 |
| □高速インターネット接続・IP電話 |
| □防災・防犯情報メール |
| □効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IOT、クラウドコンピュ |
| ーティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進 |
| □デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、シス |
| テムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備 |
| □平時からの災害情報のオープン化 |
| |
| |

府地域防災計画との整合(関西防災・減災プランの改訂に伴う修正)、市の施策の反映

第4章 医療助産計画

第2節 計画の内容

65

71

72

85

第2 広域的応援体制確保及び後方医療機関への搬送体制等の整備

| 計画名 | 計画のあらまし |
|-------------------------|--|
| 災害拠点病院相互の情報通 信手段の多重化 | □市立病院等災害時地域中核病院、基幹災害拠点病院(京都第一赤十字病院)及び地域災害拠点病院(府立医科大学附属北部医療センター)及び京都府災害拠点病院等連絡協議会間情報ネットワークの整備促進 (追加) |
| | □消防、市立病院等拠点病院間情報ネットワークの整備 |
| (略) | |

第6章 避難に関する計画

第2節 計画の内容

第2 安全避難の環境整備

| 計画名 | 計画のあらまし |
|--------------|--|
| (略) | |
| 施設・設備・物資の備蓄 | □指定避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、 <u>(追加)</u> 必要な物資(食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等)の備蓄に努める。 □備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。 |
| (略) | |
| 新型インフルエンザ等感染 | (略) |
| 者発生等に備えた対策 | □新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、府と連携して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、受入れ施設を確保できるよう(追加)、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、関係機関との調整を進める。 |

第9章 資材・機材等確保計画

第2節 計画の内容

第1 適正備蓄の推進

| 計画名 | 計画のあらまし |
|--------------|---------------------------------------|
| 市における適正備蓄の推進 | □ <u>峰山、大宮、丹後</u> 庁舎 |
| | □各市民局庁舎 □地区拠点(避難救援拠点、水防拠点等) (略) |
| (略) | |

第11章 食料•生活必需品確保計画

第2節 計画の内容

第4章 医療助産計画

第2節 計画の内容

第2 広域的応援体制確保及び後方医療機関への搬送体制等の整備

| 計画名 | 計画のあらまし |
|--------------|--|
| 災害拠点病院相互の情報通 | □市立病院等災害時地域中核病院、基幹災害拠点病院(京都第一赤十字病院) |
| 信手段の多重化 | 及び地域災害拠点病院(府立医科大学附属北部医療センター)及び京都府 |
| | 災害拠点病院等連絡協議会 <mark>相互間の</mark> 情報ネットワークの整備促進 |
| | □「広域災害・救急医療情報システム (EMIS)」及びこれと連動する「京都府 |
| | <u>救急医療情報システム」の活用</u> |
| | □消防、市立病院等拠点病院間情報ネットワークの整備 |
| (略) | |

字句修正、京都府地 域防災計画との整合 (医療政策課)

第6章 避難に関する計画

第2節 計画の内容

第2 安全避難の環境整備

| 計画名 | 計画のあらまし |
|--------------|--|
| (略) | |
| 施設・設備・物資の備蓄 | □指定避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、 <u>情報通信</u> |
| | 機器の確保、必要な物資(食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備 |
| | 薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、 |
| | 毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に |
| | 必要な物資等)の備蓄に努める。 |
| | □備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。 |
| (略) | |
| 新型インフルエンザ等感染 | (略) |
| 者発生等に備えた対策 | □新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、府と連携して、 |
| | 各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、 <u>避難所への受入れ</u> |
| | <u>が円滑に</u> できるよう調整を進める。 |
| | □防災部局と保健福祉部局が連携し <u>て情報共有を図るとともに、対応方法を</u> |
| | <u>定める</u> 。 |

府地域防災計画との整合(関西防災・減災プランの改訂に伴う修正)、新型コロナウイルス感染症対策に係る京丹後市避難所運営マニュアルの改訂に伴う修正

第9章 資材・機材等確保計画

第2節 計画の内容

第1 適正備蓄の推進

| 計画名 | 計画のあらまし |
|--------------|---|
| 市における適正備蓄の推進 | □備蓄場所設置のめやす □ <mark>各</mark> 庁舎 □ <mark>防災倉庫</mark> |
| | □地区拠点(避難救援拠点、水防拠点等) (略) |
| (略) | (吨) |

時点修正

第11章 食料•生活必需品確保計画

第2節 計画の内容

第1 市としての救援物資供給体制の整備

88

91

92

92

| 計画名 | 計画のあらまし |
|--------------|------------------|
| (略) | |
| 市庁舎における備蓄の推進 | □備蓄場所設置のめやす |
| | □健康長寿福祉部(福祉事務所) |
| | □各 <u>市民局</u> 庁舎 |
| | (略) |
| (追加) | _(追加) |
| | |
| | |
| | |
| | |

第12章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容

第1 福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進

| 計画名 | 計画のあらまし |
|---------------------|--|
| (略) | |
| 地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保 | (略) □避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と実効性の検証を踏まえた見直し、定期的な更新(略) □個別避難計画の作成 □福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。(略) □避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制(略) □平時において、災害に備え、本人の同意を要することなく提供できるように検討(略) |

第2 非常における要配慮者優先ルールの確立

| 計画名 | 計画のあらまし | |
|-----------|---|--|
| (略) | | |
| 外国人に対する支援 | (追加) □ <u>外国人向け</u> 防災パンフレットの作成 □外国人向け防災教育、防災訓練の実施 □通訳、翻訳ボランティアの事前登録 □外国人雇用者の多い企業・事業所等の連携・協力体制の確保 | |

第14章 文化財災害予防計画

第2節 計画の内容

第1 市としての救援物資供給体制の整備

| 計画名 | 計画のあらまし |
|--------------|------------------------------------|
| (略) | |
| 市庁舎における備蓄の推進 | □備蓄場所設置のめやす |
| | □健康長寿福祉部(福祉事務所) |
| | □各庁舎 |
| | (略) |
| 物資の調達体制の整備 | □京都府総合防災情報システム及び国の物資調達・輸送調整等支援システム |
| | を活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国または府への救援物資の |
| | 要請を円滑に行える体制の確立 |
| | □市内及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量の把握 |
| | □調達に関する協定を締結するなど緊急的に円滑に調達のできる体制の確立 |

第12章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容

第1 福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進

| 計画名 | 計画のあらまし |
|---------------------|--|
| (略) | |
| 地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保 | (略) □避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と実効性の検証を踏まえた見直し、定期的な更新(略) □個別避難計画の作成 □福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努める。 (略) □避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制 |
| | (略) □平時において、災害に備え、本人の同意を要すること |
| | なく提供 <u>(提供拒否者を除く)</u> (略) |

第2 非常における要配慮者優先ルールの確立

| 計画名 | 計画のあらまし |
|-----------|------------------------------|
| (略) | • |
| 外国人に対する支援 | □市広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載 |
| | □外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布 |
| | □外国人向け防災教育、防災訓練の実施 |
| | □通訳、翻訳ボランティアの事前登録 |
| | □外国人雇用者の多い企業・事業所等の連携・協力体制の確保 |

整合(関西防災・減災プランの改訂に伴う修正)

第14章 文化財災害予防計画

第2節 計画の内容

府地域防災計画との整合(関西防災・減災プランの改訂に伴う修正)

行動要支援者名簿等 の作成及び情報提供 に関する条例の制定 による。(生活福祉

京丹後市災害時避難

府地域防災計画との

95

| 計画名 | 計画のあらまし | |
|-------------|---|--|
| 建造物災害予防対策 | □各種法定防災設備未設置文化財への設置指導 □既設防災設備の日常的点検及び不良箇所の修理等指導、助言 <u>(追加)</u> □必要な場合の耐震補強、免震対策等の促進 | |
| 美術工芸品災害予防対策 | □耐火、耐震収蔵庫、保管庫への保存・保管の指導 □必要な場合の自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の設置促進 | |
| (取) | | |

第16章 市民の防災活動の促進

第1節 防災知識と地震時の心得の普及

第2 計画の内容

計画名 計画のあらまし 100 (略) 学校、保育所・認定こども □小学校、中学校、高校での災害への対応能力育成のための防災教育の充実 園における体系的な防災教 □震災及び津波に関する基礎知識 育の推進、教材の充実 □風水害の基礎知識 □災害時の心構え □ボランティアへの参加促進 (追加) □保育所・認定こども園における防災教育 □震災及び津波に関する基礎知識 □風水害の基礎知識 □教職員の災害への対応能力向上 □研修会の実施 □応急手当等の技能向上 (略)

第2節 自主防災組織の整備と指導 第2 計画の内容

| 計画名 | 計画のあらまし |
|-------------|--------------------------------|
| 建造物災害予防対策 | □各種法定防災設備未設置文化財への設置指導 |
| | □既設防災設備の日常的点検及び不良箇所の修理等指導、助言 |
| | □必要な場合の自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の設置促進 |
| | □必要な場合の耐震補強、免震対策等の促進 |
| 美術工芸品災害予防対策 | □耐火、耐震収蔵庫、保管庫への保存・保管の指導 |
| | □建造物防災に準じた措置 |
| (略) | |

第16章 市民の防災活動の促進

第1節 防災知識と地震時の心得の普及

第2 計画の内容

計画名 計画のあらまし (略) 学校、保育所・認定こども □小学校、中学校、高校での災害への対応能力育成のための防災教育の充実 園における体系的な防災教 □震災及び津波に関する基礎知識 育の推進、教材の充実 □風水害の基礎知識 □災害時の心構え □ボランティアへの参加促進 □すべての小・中学校においては、地域特有の防災課題に応じた避難訓練と合 わせて実践的な防災教育の実施 □保育所・認定こども園における防災教育 □震災及び津波に関する基礎知識 □風水害の基礎知識 □教職員の災害への対応能力向上 □研修会の実施 □応急手当等の技能向上 (略)

府地域防災計画との整合(「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について(報告)」を踏まえた修正)

護課)

消防法上、指定文化

第2節 自主防災組織の整備と指導

第2 計画の内容

101

2 地域における相互協力体制の確立

| 計画名 | 計画のあらまし |
|--------------|------------------------------------|
| 自主防災組織の具体的活動 | 自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。 |
| | 【平常時】 |
| | □防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握 |
| | 及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊 |
| | 急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、避難経路・ |
| | 避難情報の伝達・誘導方法・避難時の携行物資の検討、防災訓練の実施、 |
| | 防災機関・本部・各活動班・各世帯の体系的連絡方法、地域の消防団員や |
| | 民生児童委員等と連携した協力体制の整備、火気使用設備器具等の点検、 |
| | 防災資機材の備蓄と整備点検等 |
| | |
| | |
| | (略) |

第18章 ボランティアの登録・支援等計画

第1節 一般ボランティアの登録・支援等計画

第2 計画の内容

106

1 ボランティアセンター本部・支部設置体制の整備

| 計画名 | 計画のあらまし |
|-------------|---|
| (略) | |
| ボランティア登録の推進 | □福祉関係ボランティア (手話通訳、<u>点字奉仕</u>等)(追加)□文化サークルによるボランティア(略) |
| (略) | |
| (甲久) | |

(略)

第23章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第2節 計画の内容

114

| 計画名 | 計画のあらまし |
|----------|--|
| (略) | |
| 事業所等への要請 | □施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全(□飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等□無線LAN環境の整備など、情報収集手段の充実(追加) |

2 地域における相互協力体制の確立

| 計画名 | 計画のあらまし |
|--------------|------------------------------------|
| 自主防災組織の具体的活動 | 自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。 |
| | 【平常時】 |
| | □防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握 |
| | 及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊 |
| | 急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、避難経路・ |
| | 避難情報の伝達・誘導方法・避難時の携行物資の検討、防災訓練の実施、 |
| | 防災機関・本部・各活動班・各世帯の体系的連絡方法、地域の消防団員や |
| | 民生児童委員等と連携した協力体制の整備、火気使用設備器具等の点検、 |
| | 防災資機材の備蓄と整備点検等 |
| | □参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、市民が災害を |
| | 「我がこと」として捉えるよう努める。 |
| | (略) |

第18章 ボランティアの登録・支援等計画

第1節 一般ボランティアの登録・支援等計画

第2 計画の内容

1 ボランティアセンター本部・支部設置体制の整備

| 1 ボフンティアセンタース 計画名 | 計画のあらまし |
|----------------------|--|
| (略) | |
| ボランティア登録の推進 | □福祉関係ボランティア(手話通訳、 <u>点字通訳、介護職</u> 等) □医療関係ボランティア(保健師、看護師等) □文化サークルによるボランティア (略) |
| (略) | |

(略)

第23章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第2節 計画の内容

| 計画名 | 計画のあらまし |
|----------|---|
| (略) | |
| 事業所等への要請 | □施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化 □飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等 □無線LAN環境の整備など、情報収集手段の充実 □事業者等に、重大な災害が発生するおそれがある場合は、避難や一斉帰宅 行動による混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的 休業等の自主的な措置を講じることについて働きかける。 □事業者等に、事業所防災計画や事業継続計画(BCP)等において、発災 直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機の ための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に 努めるよう働きかける。 |

福祉避難所で必須の 職種を修正(健康推 進課)

府地域防災計画との 整合(関西防災・減 災プランの改訂に伴 う修正)

| 観光客への支援の検討 | (略)□学生ボランティア等の活用について検討するとともに、市民に対しても、 災害時に可能な範囲で外国人旅行者に災害発生を知らせ、避難行動を促す 等の支援をするよう呼びかける。(追加) |
|------------|---|
| (略) | |

第3編 災害応急対策計画

第1部 非常時活動体制に関する対応計画

第3章 動員計画

第3節 市議会及び隣接市町等との相互協力

第2 市議会との相互協力

151 (略)

- 2 議会災害対策本部の果たすべき役割のめやす
- (1) 大規模災害による災害復旧経費等の専決処分等市長と協力して、緊急事態手続きを統括 (追加)

(追加)

- (2)緊急条例による被災者の生活再建支援と安全な指定避難所の提供
- (3)被災した沿道建築物の撤去その他切迫した危険の即時除去促進
- (4) 大量のがれきの撤去とリサイクル計画の実施
- (5) 再建のための公的手数料や各種規制の免除及び猶予
- (6) 新築及び補強建築物における耐震対策等安全性の向上
- (7)再開発地における仮設住宅の建設、歴史的建造物保存その他地域共同体としての復興への取組みの促進
- (8)被災者の要求に応えた、緊急融資プログラムの検討
- (9)税制上の優遇策、その他の支援策による商業・業務の復旧促進
- (10)資金貸付の拡充、雇用の増進のための支援
- (11)被災地における交通混雑を緩和し復興のための交通を確保するための管理の推進
- (12)市民の防災教育啓発のための広範囲にわたる緊急対策の実施
- (13)府・国等に対する特別措置発動の要請
- 第4章 通信情報連絡活動計画
- 第3節 災害情報及び防災情報の収集・連絡
- 第1 情報項目のめやす

| 観光客への支援の検討 | (略) □学生ボランティア等の活用について検討するとともに、市民に対しても、 災害時に可能な範囲で外国人旅行者に災害発生を知らせ、避難行動を促す 等の支援をするよう呼びかける。 □帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認で きる「帰宅困難者NAVI」の運用 |
|------------|--|
| (略) | |

第3編 災害応急対策計画

第1部 非常時活動体制に関する対応計画

第3章 動員計画

第3節 市議会及び隣接市町等との相互協力

第2 市議会との相互協力

(略)

- 2 議会災害対策本部の果たすべき役割のめやす
- (1)大規模災害による災害復旧経費等の専決処分等市長と協力して、緊急事態手続きを統括
- (2) 府・国等に対する特別措置発動の要請
- 3 議会災害対策本部の政策の方向付けを指示すべき役割のめやす
- (1) 緊急条例による被災者の生活再建支援と安全な指定避難所の提供
- (2)被災した沿道建築物の撤去その他切迫した危険の即時除去促進
- (3) 大量のがれきの撤去とリサイクル計画の実施
- (4) 再建のための公的手数料や各種規制の免除及び猶予
- (5) 新築及び補強建築物における耐震対策等安全性の向上
- (6) 再開発地における仮設住宅の建設、歴史的建造物保存その他地域共同体としての復興への取組みの促進
- (7)被災者の要求に応えた、緊急融資プログラムの検討
- (8) 税制上の優遇策、その他の支援策による商業・業務の復旧促進
- (9) 資金貸付の拡充、雇用の増進のための支援
- (10)被災地における交通混雑を緩和し復興のための交通を確保するための管理の推進
- (11) 市民の防災教育啓発のための広範囲にわたる緊急対策の実施
- 第4章 通信情報連絡活動計画
- 第3節 災害情報及び防災情報の収集・連絡

第1 情報項目のめやす

一般計画編との整合

| 区分 | 担当部 | |
|--|-----|--|
| □気象庁、府、NTTによる津波、地震及び気象に関する情報 □府河川防災情報システム及び土砂災害警戒情報システムによる雨量に関する情報 災 警 □府冬期気象情報システムによる積雪深に関する情報 害 戒 □支部による管内浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、積雪状況等に関する情報 報 報 □市民通報、防災モニタリングによる浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、 積雪状況等に関する情報 □支部が把握した人的・物的被害を発生させるおそれのある状況に関する情報 | 総務部 | |

第3 府(本部)への報告

163

- 4 事態が切迫している場合の措置
- □事態が切迫し応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合は、府本部あて直接連絡する
- □府に報告することができない場合には、国(総務省消防庁)に対して直接報告する。報告後速やかにそ の内容について連絡する

「通常時 : 震災等応急室 TEL03-5253-7527 FAX03-5253-7537

京都府衛星通信系防災情報システム〇〇〇〇]

[夜間・休日時:宿直室 TEL03-5253-7777 FAX03-5253-7553

京都府衛星通信系防災情報システム○○○○

(略)

169

第5章 災害広報広聴計画

第4節 防災関係機関との相互協力

災害の広報にあたっては、府を通じて防災関係機関の情報の収集に努めるとともに、必要があるときは、直 接本部長より他の防災関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、公共Lアラート(災害情報共有システム) を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

第10章 白衛隊災害派遣受入計画

第2節 自衛隊災害派遣受入実施要領

第1 派遣要請依頼

2 通信の途絶等その他の事由により丹後広域振興局又は府災害対策課を通じた知事への派遣要請依頼がで 181 きない場合は、その旨及び市に係る災害の情況を以下に示す指定部隊等の長に通知する。この場合、事後 速やかにその旨を丹後広域振興局を通じて知事に通知する。

| 指定部隊等 | 配大地 | 電話番号等 | |
|-------|---------|----------------------------|---------------------|
| の長の名称 | 所在地 | 昼間 | 夜間 |
| 陸上自衛隊 | 福知山市天田無 | 電話 0773-22-4141 | 電話 0773-22-4141 |
| 第7普通科 | 番地 | 内線 299 | 内線 299 |
| 連隊長 | | 府防災行政無線 29-4169 (第3科) | 府防災行政無線 29-4168 |
| 海上自衛隊 | 舞鶴市字余部下 | 電話 0773-62-2250 | 電話 0773-62-2250 |
| 舞鶴地方隊 | 1190 番地 | 内線 <u>2213</u> Fax 内線 2800 | 内線 2222 又は 2223 |
| | | | 緊急 0773-62-2255 |
| | | | 緊急 Fax 0773-64-3609 |

| 区分 | 情報項目 | |
|------|--|-----|
| 災害情報 | □気象庁、府、西日本電信電話株式会社による津波、地震及び気象に関する情報 □府河川防災情報システム及び土砂災害警戒情報システムによる雨量に関する情報 □府冬期気象情報システムによる積雪深に関する情報 □支部による管内浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、積雪状況等に関する情報 □市民通報、防災モニタリングによる浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、積雪状況等に関する情報 □市民通報、防災モニタリングによる浸水・冠水状況、降雨状況、河川・海岸状況、積雪状況等に関する情報 □支部が把握した人的・物的被害を発生させるおそれのある状況に関する情報 | 総務部 |

組織名称の修正

組織改編に伴う修正

第3 府(本部)への報告

4 事態が切迫している場合の措置

□事態が切迫し応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合は、府本部あて直接連絡する

□府に報告することができない場合には、国(総務省消防庁)に対して直接報告する。報告後速やかにそ の内容について連絡する

「通常時 : 応急対策室 TEL03-5253-7527 FAX03-5253-7537

京都府衛星通信系防災情報システム 048-500-90-49033]

「 夜間・休日時:宿直室 TEL03-5253-7777 FAX03-5253-7553

京都府衛星通信系防災情報システム 048-500-90-49036]

(略)

第5章 災害広報広聴計画

第4節 防災関係機関との相互協力

災害の広報にあたっては、府を通じて防災関係機関の情報の収集に努めるとともに、必要があるときは、直 接本部長より他の防災関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、Lアラート(災害情報共有システム)を 利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

表現の適正化

第10章 自衛隊災害派遣受入計画

第2節 自衛隊災害派遣受入実施要領

第1 派遣要請依頼

2 通信の途絶等その他の事由により丹後広域振興局又は府災害対策課を通じた知事への派遣要請依頼がで きない場合は、その旨及び市に係る災害の情況を以下に示す指定部隊等の長に通知する。この場合、事後 速やかにその旨を丹後広域振興局を通じて知事に通知する。

組織改編に伴う修正

| 指定部隊等 | 電話番号等 | | 号等 |
|-------|---------|----------------------------|---------------------|
| の長の名称 | 所在地 | 昼間 | 夜間 |
| 陸上自衛隊 | 福知山市天田無 | 電話 0773-22-4141 | 電話 0773-22-4141 |
| 第7普通科 | 番地 | 内線 299 | 内線 299 |
| 連隊長 | | 府防災行政無線 29-4169 (第3科) | 府防災行政無線 29-4168 |
| 海上自衛隊 | 舞鶴市字余部下 | 電話 0773-62-2250 | 電話 0773-62-2250 |
| 舞鶴地方隊 | 1190 番地 | 内線 <u>2548</u> Fax 内線 2800 | 内線 2222 又は 2223 |
| | | | 緊急 0773-62-2255 |
| | | | 緊急 Fax 0773-64-3609 |

府防災行政無線 30-4169 (作戦室)

府防災行政無線 30-4169

第11章 ボランティア受入計画

第2節 専門ボランティアの受入

183

(略)

- 6 指定避難所等における健康管理活動支援(保健師等による)
- 7 災害相談窓口での活動支援(法律相談、税務相談、家計再建相談等)

(追加)

8 その他各部が行う災害応急対策業務への協力

第13章 応援協力要請(受援)計画

第2節 応援協力要請の内容

第8 近畿地方整備局の応援

187 1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下、「災害が発生した場合」という。)、近畿地方整備局は「災害時当の応援に関する申し合わせ(平成24年5月23日締結)」に基づき、市に対し応援を行う。

第3部 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画

第1章 道路交通対策計画

第1節 計画の方針

第2 大規模地震災害時における道路交通対策に関する基本指針

215

1 府指定1次緊急輸送道路(国道178号一部区間、312号市内全区間、482号一部区間)及び府指定2次緊急輸送道路(国道178号一部区間、482号一部区間、主要地方道<u>香住</u>久美浜線、網野峰山線、網野岩滝線、一般府道久美浜気比線、明田京丹後大宮停車場線、浜詰網野線、久美浜停車場線)に関して、最優先で交通支障箇所の有無を把握する。

第2章 交通規制に関する計画

219

第3節 交通情報の収集及び広報

第1 交通情報の収集

2 市本部・支部

市本部(衛生部防犯交通班)及び支部は、警察署、道路管理者、その他関係行政機関と密に連絡するとと

第11章 ボランティア受入計画

第2節 専門ボランティアの受入

(略)

- 6 指定避難所等における健康管理活動支援(保健師、看護師等による)
- 7 災害相談窓口での活動支援(法律相談、税務相談、家計再建相談等)
- 8 福祉避難所における要配慮者支援(介護職、手話通訳、点字通訳等による)
- 9 その他各部が行う災害応急対策業務への協力

第13章 応援協力要請(受援)計画

第2節 応援協力要請の内容

第8 近畿地方整備局の応援

1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下、「災害が発生した場合」という。)、近畿地方整備局は「災害時等の応援に関する申し合わせ(平成24年5月23日締結)」に基づき、市に対し応援を行う。

府防災行政無線 30-4169 (作戦室)

府防災行政無線 30-4169

第3部 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画

第1章 道路交通対策計画

第1節 計画の方針

第2 大規模地震災害時における道路交通対策に関する基本指針

1 府指定1次緊急輸送道路(国道178号一部区間、312号市内全区間、482号一部区間)及び府指定2次緊急輸送道路(国道178号一部区間、482号一部区間、主要地方道<u>香美</u>久美浜線、網野峰山線、網野岩滝線、一般府道久美浜気比線、明田京丹後大宮停車場線、浜詰網野線、久美浜停車場線)に関して、最優先で交通支障箇所の有無を把握する。

第2章 交通規制に関する計画

第3節 交通情報の収集、広報及び渋滞対策

第1 交通情報の収集

2 市本部・支部

市本部(衛生部防犯対策班)及び支部は、警察署、道路管理者、その他関係行政機関と密に連絡するとと

対応する支援、職種 の修正(健康推進 課)、項の繰り下げ

字句修正

府地域防災計画との 整合(近年の災害発 生状況を踏まえた修 正)

字句修正

もに、職員を派遣するなどして、以下の事項について、交通情報の収集を行う。

第2 交通情報の広報

(略)

220

(追加)

(追加)

第3章 道路、河川等障害物除去計画

第1節 計画の方針

第2 道路、河川等障害物除去対策に関する基本指針

222

- 1 府指定1次緊急輸送道路(国道178号一部区間、312号市内全区間、482号一部区間)及び府指定2次緊 急輸送道路(国道 178 号一部区間、482 号一部区間、主要地方道香住久美浜線、網野峰山線、網野岩滝線、 一般府道久美浜気比線、明田京丹後大宮停車場線、浜詰網野線、久美浜停車場線)をはじめ市指定緊急輸 送道路に関しては、所管の如何によらず道路の優先順位により各道路管理者が協力・連携して、災害によ り堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、通行の確保を図る。
- 3 漂流物、沈没物、その他航路障害物があることを知った場合は、直ちに必要な応急処置をとるとともに、 その場所が漁港内又は漁港の境界付近のときは、その物件の所有者又は占有者に対し除去を命じ、その他 の海域にあっては除去の勧告を行う。

第2節 計画の内容

第3 航路障害物の除去

223

農林水産部及び関係支部は、災害によりその必要があると認めたときは、職員を派遣し管内漁港等の巡視 を行う。巡視の結果、漂流物、沈没物、その他航路障害物があることを知った場合は、漁協等関係団体・業 者の協力を得て、直ちに必要な応急処置をとる。また、その場所が漁港内又は漁港の境界付近のときは、そ の物件の所有者又は占有者に対し除去を命じ、その他の海域にあっては除去の勧告を行う。

なお、各漁協等関係団体・業者への連絡は、所管する地域の支部が行い、必要に応じて農林水産部が総合 的に調整する。

第4章 災害時防犯対策計画

第1節 計画の方針

第2 大規模地震災害時における防犯対策の基本指針

224

3 警察署は、災害時防犯対策の実施にあたって、広域的な応援部隊の出動を確保する。また地区防犯協会

もに、職員を派遣するなどして、以下の事項について、交通情報の収集を行う。

第2 交通情報の広報

(略)

第3 渋滞対策

府地域防災計画との 整合(近年の災害発 生状況を踏まえた修

市は、大規模災害発生後の、復旧活動、経済活動及び日常生活に対する交通混乱の影響を最小限に留めるた め、京都府に対し、京都府災害時渋滞協議会の開催を要請することができる。

第3章 道路、河川等障害物除去計画

第1節 計画の方針

第2 道路、河川等障害物除去対策に関する基本指針

1 府指定1次緊急輸送道路(国道178号一部区間、312号市内全区間、482号一部区間)及び府指定2次緊 急輸送道路(国道 178 号一部区間、482 号一部区間、主要地方道香美久美浜線、網野峰山線、網野岩滝線、 一般府道久美浜気比線、明田京丹後大宮停車場線、浜詰網野線、久美浜停車場線)をはじめ市指定緊急輸 送道路に関しては、所管の如何によらず道路の優先順位により各道路管理者が協力・連携して、災害によ り堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、通行の確保を図る。

3 海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるとき は、速やかに必要な応急処置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危 険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。

府地域防災計画との 整合(海上保安庁防 災業務計画の記載に

第2節 計画の内容

第3 航路障害物の除去

農林水産部及び関係支部は、災害によりその必要があると認めたときは、職員を派遣し管内漁港等の巡視 を行う。巡視の結果、海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずる おそれのあるときは、漁協等関係団体・業者の協力を得て、速やかに必要な応急処置をとる。また、その場 所が漁港内又は漁港の境界付近のときは、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止 するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。

なお、各漁協等関係団体・業者への連絡は、所管する地域の支部が行い、必要に応じて農林水産部が総合 的に調整する。

第4章 災害時防犯対策計画

第1節 計画の方針

第2 大規模地震災害時における防犯対策の基本指針

3 警察署は、災害時防犯対策の実施にあたって、広域的な応援部隊の出動を確保する。また地区防犯協会 組織名称の修正

- 12 -

字句修正

合わせて修正)

等協力団体・<u>府警備業協会</u>その他警備保障業者等関係団体・業者並びに市・区長等の全面的な協力を求める。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

| 時期区分のめやす | 手順その他必要事項 |
|-----------|-----------------------------------|
| (略) | |
| 指定避難所閉鎖以降 | □被災地域及び仮設住宅団地等における重点警戒 |
| (29 日目~) | ※交番勤務員等による管轄地域内の巡回連絡 |
| | ※ <u>女性警察官</u> を中心にしたこころのケアを兼ねた巡回 |
| | □防犯・街路灯の新設・復旧 |
| | □その他被災地の安全確保のために必要な措置 |

第7章 廃棄物処理計画

第2節 ごみ・がれき等処理対策計画

第1 計画の方針

235

- 2 大規模災害時におけるごみ・がれき等処理に関する基本指針
- (1)生ごみ・医療廃棄物・緊急活動用道路の安全な交通機能確保のために必要な限度における道路上の「堆積ごみ」等緊急に収集・処理すべき「ごみ」を最優先で収集する。
- (2) 甚大な被災地及び指定避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集する。
- (3)家電リサイクル法の対象物(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機)及び有害ごみ(フロン回収を含む。以下「有害ごみ等」と言う)の収集・処理は、排出源における分別と安全管理を徹底するとともに、府・国の協力を得て行う。
- (4)がれき(コンクリート、瓦、その他)は、市内開発宅地予定地、休耕農地等に仮置場を確保するとともに、がれき等発生地、仮置場のそれぞれにおいて、可能な限り分別・減量・再利用を徹底・指導し、最終処分場処理の最小化を図る。
- (5)収集・搬出・中間処理(分別・減量・再利用)及び最終処分場への搬出の各場面において、府・国・民間廃棄物関係業者・団体の全面的協力を得るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。

(追加)

(6) 収集・処理対策実施上、「分別」が重要となるため、市民、事業者に対しては排出方法その他必要な事項 について事前広報を徹底し協力を求める。

第2 計画の内容

237238

- 2 対策実施手順のめやす
- (1) 第1次収集・処理対策の実施

| 項目 | 手順その他必要事項 | | |
|------------|--|--|--|
| (略) | | | |
| がれき等の収集・処理 | □分別の厳守その他基本指針の徹底を図るため、各区域を単位として、自衛隊もし くは単独企業体へ作業委託する。 | | |
| | (追加) | | |

等協力団体・<u>(一社)</u> 京都府警備業協会 その他警備保障業者等関係団体・業者並びに市・区長等の全面的な協力を求める。

第3 対策実施上の時期区分のめやす

| 時期区分のめやす | 手順その他必要事項 | |
|-----------|---------------------------------|--|
| (略) | | |
| 指定避難所閉鎖以降 | □被災地域及び仮設住宅団地等における重点警戒 | |
| (29 日目∼) | ※交番勤務員等による管轄地域内の巡回連絡 | |
| | ※ <u>警察官</u> を中心にしたこころのケアを兼ねた巡回 | |
| | □防犯・街路灯の新設・復旧 | |
| | □その他被災地の安全確保のために必要な措置 | |

府からの意見 (ケア 労働は女性がするも のというアンコンシ ャスバイアスに基づ く記載と思料される ため)

第7章 廃棄物処理計画

第2節 ごみ・がれき等処理対策計画

第1 計画の方針

- 2 大規模災害時におけるごみ・がれき等処理に関する基本指針
- (1)生ごみ・医療廃棄物・緊急活動用道路の安全な交通機能確保のために必要な限度における道路上の「堆積ごみ」等緊急に収集・処理すべき「ごみ」を最優先で収集する。
- (2) 甚大な被災地及び指定避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集する。
- (3)家電リサイクル法の対象物(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機)及び有害ごみ(フロン回収を含む。以下「有害ごみ等」と言う)の収集・処理は、排出源における分別と安全管理を徹底するとともに、府・国の協力を得て行う。
- (4)がれき(コンクリート、瓦、その他)は、市内開発宅地予定地、休耕農地等に仮置場を確保するとともに、がれき等発生地、仮置場のそれぞれにおいて、可能な限り分別・減量・再利用を徹底・指導し、最終処分場処理の最小化を図る。
- (5) 収集・搬出・中間処理(分別・減量・再利用)及び最終処分場への搬出の各場面において、府・国・民間廃棄物関係業者・団体の全面的協力を得るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。
- (6) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (7) 収集・処理対策実施上、「分別」が重要となるため、市民、事業者に対しては排出方法その他必要な事項 について事前広報を徹底し協力を求める。

第2 計画の内容

- 2 対策実施手順のめやす
- (1) 第1次収集・処理対策の実施

| 項目 | 手順その他必要事項 |
|------------|---------------------------------------|
| (略) | |
| がれき等の収集・処理 | □分別の厳守その他基本指針の徹底を図るため、各区域を単位として、自衛隊もし |
| | くは単独企業体へ作業委託する。 |
| | □廃棄物(がれき)の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を |

整合(関西防災・減災プランの改訂に伴う修正)

府地域防災計画との

府地域防災計画との整合(京都府災害廃棄物処理計画の策定に伴う修正)、組織名称の修正(実際の窓口に修正)

| | □原則として、各現場において、「木質系」「コンクリート系」「金属系」の分別を 行うよう指導・監視に努める。 □仮置場は、火災対策を講ずる。また定期的な消毒を行う。 |
|-----------|---|
| | □不燃物処理場において破砕処理し、可能な限りリサイクル利用に努める。 |
| (略) | |
| 処理業者への協力要 | □施設破損等により市のみで処理困難な場合は、周辺市町・処理業者等に協力を要 |
| 請 | 請の上搬送する。 |
| | □ <u>全国産業廃棄物連合会</u> 等をはじめ民間廃棄物処理許可業者等の協力を得て、搬送 |
| | し適切に処理する。 |
| (略) | |
| (略) | |

第12章 通信施設・電気施設応急対策計画

第3節 電気施設応急対策計画(関西電力送配電株式会社)

第1 非常災害発生時の対策

251 4 被害の復旧

対策組織の長は、設備ごとに被害状況<u>を把握し、</u>復旧計画を策定する。<u>復旧計画の策定及び実施に当たり、</u> <u>災害状況、各</u>設備の被害状況<u>、各設備の被害</u>復旧の難易<u>度</u>を勘案<u>し</u>、供給上復旧効果<u>の最も</u>大きいものから 復旧することを基本とする。

なお、送電設備、変電設備及び配電設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

第2 復旧応援

(略)

256

| | 区分 | 施設の名称 | 備考 |
|----|---------------|------------|------------------------|
| 大 | 規模停電復旧作業活動拠点 | 府丹後文化会館駐車場 | 府丹後文化会館駐車場の使用に支障がある場合 |
| (1 | 作業用車両集結地、資材置場 | (峰山町杉谷) | は吉原グラウンド、避難所・ヘリポート等として |
| 4 | 等含む) | | 利用していない旧学校の社会体育グラウンド等 |
| | | | を使用するものとする。 |

第14章 社会福祉施設応急対策計画

第3節 施設の復旧

第3 補助金及び融資

| 区分 | 内容 |
|-----|------------------------------|
| 補助金 | □公益社団法人日本自転車振興会等の非常災害復旧事業補助金 |
| 融資 | □独立行政法人福祉医療機構が行う融資 |
| | □社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資 |

第4部 被災者救援に関する対応計画

第1章 医療助産計画

第1節 計画の方針

| | 優先的に収集・運搬する。 |
|-----------|---|
| | □選別・保管等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物(がれ |
| | き)の最終処分までの処理ルートの確保を図る。 |
| | □原則として、各現場において、「木質系」「コンクリート系」「金属系」の分別を |
| | 行うよう指導・監視に努める。 |
| | □仮置場は、火災対策を講ずる。また定期的な消毒を行う。 |
| | □不燃物処理場において破砕処理し、可能な限りリサイクル利用に努める。 |
| (略) | |
| 処理業者への協力要 | □施設破損等により市のみで処理困難な場合は、周辺市町・処理業者等に協力を要 |
| 請 | 請の上搬送する。 |
| | □ <u>(公社) 京都府産業資源循環協会</u> 等をはじめ民間廃棄物処理許可業者等の協力を |
| | 得て、搬送し適切に処理する。 |
| (略) | |
| (略) | |

第12章 通信施設•電気施設応急対策計画

第3節 電気施設応急対策計画(関西電力送配電株式会社)

第1 非常災害発生時の対策

4 被害の復旧

非常災害対策本部は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各設備等の復旧順位は原則としてあらか じめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ「大規模災害時にお ける停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除 去等に関して、市と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。

なお、送電設備、変電設備及び配電設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

第2 復旧応援

(略)

| 区分 | 施設の名称 | 備考 |
|----------------|------------|-------------------------------|
| 大規模停電復旧作業活動拠点 | 府丹後文化会館駐車場 | 府丹後文化会館駐車場の使用に支障がある場合 |
| (作業用車両集結地、資材置場 | (峰山町杉谷) | は、避難所・ヘリポート等として利用していない |
| 等含む) | | <u>旧学校の社会体育グラウンド等</u> を使用するもの |
| | | とする。 |

第14章 社会福祉施設応急対策計画

第3節 施設の復旧

第3 補助金及び融資

| 区分 | 内容 |
|-----|---|
| 補助金 | □ □ 公益財団法人 J K A 等の非常災害復旧事業補助金 |
| 融資 | □独立行政法人福祉医療機構が行う融資 |
| | □社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資 |

組織名称の修正

表現の修正

協定締結に伴う修正

第4部 被災者救援に関する対応計画

第1章 医療助産計画

第1節 計画の方針

第2 災害時医療救護対策に関する基本指針

260

(略)

3 同時多発的な被害発生に対応するため、北丹医師会等の協力により国保診療所及び峰山、網野各中学校 並びに旧宇川中学校<u>(追加)</u>に救護所を設置し、重症患者のトリアージ、市立病院等災害時地域中核病院 への搬送<u>依頼</u>、救護所<u>における</u>医療救護サービス<u>を行う</u>地域医療拠点とする。 (略)

第2節 災害時医療救護対策のめやす

第3 救護所における医療救護対策実施のめやす

| 項目 | 手順その他必要事項 |
|------|--|
| 設置場所 | □ 6 国保診療所・峰山中学校 <u>及び</u> 網野中学校 <u>(追加)</u> の <u>8</u> 箇所のうち設置可能な施 |
| | 設 |
| | □必要に応じて災害現場その他本部長(市長)が必要と認めた場所 |
| (略) | |

第6 医薬品・資機材等の確保

263264

262

2 対策実施手順のめやす

| 項目 | 手順その他必要事項 |
|------------|---|
| 医薬品•医療用資機材 | □各医療救護班が医療・助産救護のために使用する医療器具及び医療品、医療用ガ |
| 等の確保・供給 | ス等が不足したときは、納入業者に協力を要請するほか <u>丹後保健所</u> 等と連携し補 |
| | 給を行う。 |
| | □輸血用血液が必要な場合については、丹後保健所を通じて、日赤府支部(府赤十 |
| | 字血液センター)などに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。 |
| (略) | |
| 電話その他の通信手 | □電話その他の通信手段は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可 |
| 段の確保・供給 | 欠なものの一つである。そのため、特に市立病院等災害時地域中核病院に関して、 |
| | 電話の使用が困難になった場合は、 <u>NTT</u> に対し、携帯電話・災害復旧用無線電 |
| | 話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。 |

第2章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画第2節 計画の内容

第2 高齢者、障がい者、乳幼児向け救援対策上配慮を要する点

267

- 1 高齢者
- □高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、ボランティア等の協力も得て、 指定避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。
- □高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。
- □管内の<u>老人</u>福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが速やかに提供できる体制の確保に 努める。
- □高齢者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の<u>老人保健</u>福祉施設等への緊急入 所等を勧める。この場合市町村間及び他府県との調整には府があたる。
- □高齢者の健康管理には特に留意する。

第2 災害時医療救護対策に関する基本指針

(略

3 同時多発的な被害発生に対応するため、北丹医師会等の協力により国保診療所及び峰山、網野各中学校 並びに旧宇川中学校<u>のうち設置可能な施設</u>に救護所を設置し、重症患者のトリアージ、市立病院等災害時 地域中核病院への搬送<u>依頼など</u>、救護所<u>を</u>医療救護サービス<u>の</u>地域医療拠点とする。 (略)

第2節 災害時医療救護対策のめやす

第3 救護所における医療救護対策実施のめやす

| 項目 | 手順その他必要事項 |
|------|--|
| 設置場所 | □ 6 国保診療所・峰山中学校 <u>、</u> 網野中学校 <u>及び旧宇川中学校</u> の <u>9</u> 箇所のうち設置可 |
| | 能な施設 |
| | □必要に応じて災害現場その他本部長(市長)が必要と認めた場所 |
| (略) | |

第2編 災害予防計画との整合

字句修正

第6 医薬品・資機材等の確保

2 対策実施手順のめやす

| 項目 | 手順その他必要事項 |
|------------|---|
| 医薬品•医療用資機材 | □各医療救護班が医療・助産救護のために使用する医療器具及び医療品、医療用ガ |
| 等の確保・供給 | ス等が不足したときは、納入業者に協力を要請するほか <u>薬剤師会、丹後保健所</u> 等 |
| | と連携し補給を行う。 |
| | □輸血用血液が必要な場合については、丹後保健所を通じて、日赤府支部(府赤十 |
| | 字血液センター)などに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。 |
| (略) | |
| 電話その他の通信手 | □電話その他の通信手段は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可 |
| 段の確保・供給 | 欠なものの一つである。そのため、特に市立病院等災害時地域中核病院に関して、 |
| | 電話の使用が困難になった場合は、 <u>西日本電信電話株式会社</u> に対し、携帯電話・ |
| | 災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずる |
| | よう要請する。 |

第2 救護厚生部が 発災直後にとるべき 主な措置との整合、 組織名称の修正

第2章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容

第2 高齢者、障がい者、乳幼児向け救援対策上配慮を要する点

- 1 高齢者
- □高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、ボランティア等の協力も得て、 指定避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。
- □高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。
- □管内の<u>高齢者</u>福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが速やかに提供できる体制の確保に努める。
- □高齢者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の<u>高齢者</u>福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合市町村間及び他府県との調整には府があたる。
- □高齢者の健康管理には特に留意する。

- 15 -

府地域防災計画との 整合(誤記修正)

| □指定避難所及び仮設住宅の建設にあたっては、 | 段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン |
|------------------------|---------------------------|
| 仕様の施設を検討する。 | |

第3章 避難所開設•運営計画

第1節 計画の方針

第2 避難所の開設・運営に関する基本指針

269

273

274

275

5 避難所ごとにそこに収容されている避難者にかかる情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け 取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府等へ報告を行う。 (追加)

第2節 避難所の開設・運営及び閉鎖

第1 開設・運営手順のめやす

| 項目 | 手順その他必要な事項 |
|------------|---|
| (略) | 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 |
| 避難場所の運営にお | |
| ける女性の参画 | □男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定。 |
| | □女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるもの。 □女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性によ |
| | る配布。 □男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による安全性の確保。 |
| (略) | |
| (追加) | |
| (m友) | |
| (略) その他 | 口化学物数に明乳期間由は東欧学区主動品も、労味可思わり |
| ての他 | □指定避難所開設期間中は事務室に市職員を常時配置する。 □指定避難所は、市各部・支部及び関係機関等の行う応急対策・復旧活動の拠点と |
| | もなるが、指定避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は各指定避難所責任 |
| | 者が行う。 |
| | □災害の状況により指定避難所となった施設の学校教職員は、指定避難所開設当初 1週間をめやすとして、市職員に協力し指定避難所の運営要員となる。ただし、 |
| | 8日目以降当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に 支障がない範囲で協力を要請することができる。 |
| | □小学校・中学校・高校を指定避難所として使用する場合については、指定避難所 |
| | の円滑な運営並びに学校再開等の観点から以下の施設を使用しないよう徹底す |
| | వ <u>.</u> |
| | □校長室、職員室、事務室、放送室、機器・化学薬品等がある特別教室等(学校の教育機能及び指定避難所の安全管理機能確保の観点から) |
| | □保健室、和室等(病弱者、負傷者等保護及び医療活動の確保の観点から) |
| | □校庭(各部等の救援対策受入れのためのスペース確保の観点から) |
| | □市は、府知事より他市町村からの被災者受入れのための指定避難所開設の指示を |
| | 受けた場合は、府の計画の定めるところにより積極的に行う。 |
| | □ペットとの同行避難に備えて、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル |
| | 等が起きないようルールを作成する。 |

□指定避難所及び仮設住宅の建設にあたっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン 仕様の施設を検討する。

第3章 避難所開設•運営計画

第1節 計画の方針

第2 避難所の開設・運営に関する基本指針

5 避難所ごとにそこに収容されている避難者にかかる情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け 府地域防災計画との 取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府等へ報告を行う。 整合 (女性等多様な

また、在宅での避難者については、高齢者、障害者等多様な属性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市に提出するものとする。

府地域防災計画との 整合(女性等多様な 視点での防災対策意 見交換会における意 見の反映)

第2節 避難所の開設・運営及び閉鎖

第1 開設・運営手順のめやす

| 項目 | 手順その他必要な事項 |
|-----------|---|
| (略) | |
| 避難場所の運営にお | □避難所の運営における女性の参画を推進する。 |
| ける女性の参画 | □男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 |
| | □男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定。 |
| | □女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるもの。 |
| | □女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性によ |
| | る配布。 |
| | □男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による安全性の確保。 |
| (略) | |
| ホームレスの受入 | □市は、避難所に避難したホームレスについて、地域の実情や他の避難者の心情等 |
| | について勘定しながらあらかじめ定めた受入方法により、住民票の有無等に関わ |
| | らず適切に受入れるものとする。 |
| (略) | · |
| 中長期にわたる災害 | □施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。 |
| 対応 | □トイレ(し尿処理)、水道、下水道、衛生対策等、指定避難所生活が長引くにお |
| | いて耐えられない状況は強力に改善する。 |
| | □避難して助かった被災者が、指定避難所で亡くなることのないよう、指定避難所 |
| | の長期化対策等、細やかなケアに努める。(二次被害の防止) |
| | □指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエン |
| | ザ等集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。 |
| | ┃□「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。(女性、高齢者、幼い子ど┃ |
| | もたちの目線) |
| | □乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。 |
| | □女性用物干し場を設置する。 |
| | □女性専用スペースを設置する。 |
| | □指定避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。 |
| | □「重点分野雇用創造事業」※を活用して指定避難所運営にあたる被災者を雇用す |
| | る。(※国の交付金により都道府県に造成した基金により行われている雇用創出 |
| | 事業) |
| | □状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさ |
| | らなる広域避難について検討する。 |

府地域防災計画との 整合(女性等多様な 視点での防災対策意 見交換会における意 見の反映)、字句修 正、項目順序修正

| | (追加) |
|-----------|---------------------------------------|
| | |
| | |
| | |
| 中長期にわたる災害 | □施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。 |
| 対応 | □トイレ(し尿処理)、水道、下水道、衛生対策等、指定避難所生活が長引くにお |
| | いて耐えられない状況は強力に改善する。 |
| | □避難して助かった被災者が、指定避難所で亡くなることのないよう、指定避難所 |
| | の長期化対策等、細やかなケアに努める。(二次被害の防止) |
| | □指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエン |
| | ザ等集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。 |
| | □「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。(女性、高齢者、幼い子ど |
| | もたちの目線) |
| | □乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。 |
| | □女性用物干し場を設置する。 |
| | □女性専用スペースを設置する。 |
| | □指定避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。 |
| | □「重点分野雇用創造事業」※を活用して指定避難所運営にあたる被災者を雇用す |
| | る。(※国の交付金により都道府県に造成した基金により行われている雇用創出 |
| | 事業) |
| | □状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさ |
| | らなる広域避難について検討する。 |
| 新型インフルエンザ | □ 市は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通 |
| 等府内感染者発生時 | 常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じ |
| における対応 | て、ホテルや旅館等を活用する。 |
| | □ 市は、防災担当部局と福祉担当部局と連携して、避難者の健康状態の確認、手 |
| | 洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペース |
| | の確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 |
| | □ 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース(可能な限り個室)や |
| | トイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。 |
| | やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーテーションで区切 |
| | るなどの工夫をする。 |
| | (追加) |
| | |

第5章 生活救援対策計画

第3節 食料供給計画

第6 応急食料供給対策のめやす

288 1 食料等の供給量のめやす

第7章 文教応急対策計画

第1節 学校応急対策計画

| 新型インフルエンザ | □ 市は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通 |
|-----------|---------------------------------------|
| 等府内感染者発生時 | 常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じ |
| における対応 | て、ホテルや旅館等を活用する。 |
| | □ 市は、防災担当部局と福祉担当部局と連携して、避難者の健康状態の確認、手 |
| | 洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペース |
| | の確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 |
| | □ 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース(可能な限り個室)や |
| | トイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。 |
| | やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーテーションで区切 |
| | るなどの工夫をする。 |
| | □ 自宅療養者を受け入れる場合は、上記対応のほか、防災担当部局と福祉担当部 |
| | 局が連携して、避難所運営者及び避難者支援と情報共有する。 |
| その他 | □指定避難所開設期間中は事務室に市職員を常時配置する。 |
| | □指定避難所は、市各部・支部及び関係機関等の行う応急対策・復旧活動の拠点と |
| | もなるが、指定避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は各指定避難所責任 |
| | 者が行う。 |
| | □災害の状況により指定避難所となった施設の学校教職員は、指定避難所開設当初 |
| | 1週間をめやすとして、市職員に協力し指定避難所の運営要員となる。ただし、 |
| | 8日目以降当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に |
| | 支障がない範囲で協力を要請することができる。 |
| | □小学校・中学校・高校を指定避難所として使用する場合については、指定避難所 |
| | の円滑な運営並びに学校再開等の観点から以下の施設を使用しないよう徹底す |
| | る。 |
| | □校長室、職員室、事務室、放送室、機器・化学薬品等がある特別教室等(学校 |
| | の教育機能及び指定避難所の安全管理機能確保の観点から) |
| | □保健室、和室等(病弱者、負傷者等保護及び医療活動の確保の観点から) |
| | □校庭(各部等の救援対策受入れのためのスペース確保の観点から) |
| | □市は、府知事より他市町村からの被災者受入れのための指定避難所開設の指示を |
| | 受けた場合は、府の計画の定めるところにより積極的に行う。 |
| | □ペットとの同行避難に備えて、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル |
| | 等が起きないようルールを作成する。 |
| | □災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応 |
| | じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す |

第5章 生活救援対策計画

第3節 食料供給計画

第6 応急食料供給対策のめやす

1 食料等の供給量のめやす

| 項目 | 1 人当り 1 日 | 量※下記のうちいずれか 1 | 想定される時期 |
|----------|-----------|---------------|------------------|
| (略) | | | |
| 炊出し又は弁当の | 米穀 (精米) | 600 グラム以内 | 被災地域の復旧状況により必要とさ |
| 場合 | 弁当類 | 2~3食 | れる場合で、指定避難所開設期間中 |
| 乳幼児向 | 調整粉乳 | 150 グラム以内 | |
| | 液体ミルク | 1リットル | |
| (略) | | | |

第7章 文教応急対策計画

第 1 節 学校応急対策計画

第1 計画の方針

307

312

314

4 市・関係機関・PTAその他協力団体等の役割分担

| 名称区分 | 役割のあらまし |
|--------|---|
| 市教育委員会 | (略) □教科書・学用品の調達・輸送並びに被災児童・生徒への配分 □災害救助法が適用された場合、教科書、文房具及び通学用品は市長が調査して 府教育部へ報告し、府教育部の調整のもと調達、配分を実施 □災害救助法が適用されない場合、市教育委員会が被害状況を調査し教科書をそ う失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合 |
| (略) | は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて <u>社団法人教科書協会</u> に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。文房具及び通学用品については、市教育委員会が直接調査、調達、配分を実施(略) |

第2節 保育所・認定こども園応急対策計画

第2 計画の方針・内容

- 第1節 学校応急対策計画を準用する。ただし、以下の章を踏まえ行うものとする。
- ※ 第3部第13章「市の施設及び観光施設等応急対策計画」
- ※ 同 第14章「社会福祉施設応急対策計画」
- ※ 第4部第2章「高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画
- 第4編 災害復旧・復興計画
- 第1部 被災者生活再建支援のための計画
- 第1章 生活確保対策計画
- 第3節 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画

第2 措置のあらまし

| | 区分 | あらまし |
|----|-----|------------------------------------|
| 市 | (略) | |
| 税 | 減免 | □被災した納税(納付)義務者に対し、該当する各税目等について、次によ |
| | | り減免を行う。 <u>(追加)</u> |
| | | □個人の市民税:被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 |
| | | □固定資産税:災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。 |
| | | □国民健康保険税:被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 |
| | | □軽自動車税:被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 |
| | | □特別土地保有税:災害により著しく価値を減じた土地について行う。 |
| (略 | 务) | |

第6節 被災者生活再建支援金支給計画

第2 被災者生活再建支援金支給の概要

第1 計画の方針

4 市・関係機関・PTAその他協力団体等の役割分担

| 名称区分 | 役割のあらまし |
|--------|---|
| 市教育委員会 | (略) □教科書・学用品の調達・輸送並びに被災児童・生徒への配分 □災害救助法が適用された場合、教科書、文房具及び通学用品は市長が調査して |
| | 府教育部へ報告し、府教育部の調整のもと調達、配分を実施 □災害救助法が適用されない場合、市教育委員会が被害状況を調査し教科書をそ う失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合 |
| | は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて <u>(一社)教科書協会</u> に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。文房具及び通学用品については、市教育委員会が直 |
| (略) | 接調査、調達、配分を実施 (略) |

第2節 保育所・認定こども園応急対策計画

第2 計画の方針・内容

第1節 学校応急対策計画を準用する。ただし、以下の章を踏まえ行うものとする。

- ※ 第3部第13章「市の施設及び観光施設等応急対策計画」
- ※ 同 第14章「社会福祉施設応急対策計画」
- ※ 第4部第2章「高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」

第4編 災害復旧・復興計画

- 第1部 被災者生活再建支援のための計画
- 第1章 生活確保対策計画
- 第3節 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画

第2 措置のあらまし

| | 区分 | あらまし |
|----|-----|---|
| 计 | (略) | |
| 税 | 減免 | □被災した納税(納付)義務者に対し、該当する各税目等について、次によ |
| | | り減免を行う。(市税条例第 51 条、第 71 条、第 139 条の 3、市国民健康保 |
| | | <u>険税条例第 25 条)</u> |
| | | □個人の市民税:被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 |
| | | □固定資産税:災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。 |
| | | □国民健康保険税:被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 |
| | | □特別土地保有税:災害により著しく価値を減じた土地について行う。 |
| (昭 | 各) | |

第6節 被災者生活再建支援金支給計画

第2 被災者生活再建支援金支給の概要

字句修正

表中区分「納税期限 の延長」、「徴収猶予」 に合わせる形で、根 拠条項を追加、軽自 動車税の災害減免に ついては市税条例に 規定がないため削 除。 3 対象世帯及び支給限度額

| 対象となる自然災害 | 支給対象者 | 支給限度額 | 実施主体等 |
|-----------|-------|-------|---|
| (略) | | | 実施主体 京都府(ただし、支 給に関する事務は、 被災者生活再建支援 法人に指定された (公財)都道府県会館 に委託) 申請書類の提出窓口 市区町村 支援金の費用負担 被災者生活再建支 援法人1/2・国1/2 |

第11節 その他関係機関が行う被災者生活支援に関する計画

第2 被災者の生活再建支援のための特別措置

| 機関名 | 被災者の生活再建支援のための特別措置 |
|----------------------------|--|
| (略) | |
| <u>NTT西日本</u> 等電信電話 事業者 | □避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の 免除 |
| | □災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費 |
| (略) | |

第2部 市の復旧・復興のための計画

第1章 公共土木施設等復旧計画

第2節 計画の内容

第1 災害復旧事業計画の作成

327

320

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう事業期間の短縮 に努める。

なお、災害復旧事業の種類は以下のとおりである。

- (1)公共土木施設災害復旧事業(国土交通省所管事業、農林水産省所管事業)
- (2)農林水産業施設災害復旧事業(農林水産省所管事業)
- (3) 文教施設等災害復旧事業(文部科学省所管事業)
- (4)厚生施設等災害復旧事業(厚生労働省所管事業)
- (5) 都市施設災害復旧事業(国土交通省所管事業)
- (6)公営住宅等災害復旧事業(国土交通省所管事業)
- (7) その他の災害復旧事業(経済産業省所管事業)
- (8)災害復旧に係る財政支援措置(総務省所管)

3 対象世帯及び支給限度額

| 対象となる自然災害 | 支給対象者 | 支給限度額 | 実施主体等 |
|-----------|-------|-------|---|
| (略) | | | 実施主体 京都府(ただし、支 給に関する事務は、 被災者生活再建支援 法人に指定された (公財)都道府県セン ターに委託) |
| | | | 申請書類の提出窓口 市区町村 |
| | | | 支援金の費用負担 被災者生活再建支 援法人 1/2・国 1/2 |

第 11 節 その他関係機関が行う被災者生活支援に関する計画

第2 被災者の生活再建支援のための特別措置

| 機関名 | 被災者の生活再建支援のための特別措置 |
|-------------------------|--|
| (略) | |
| 西日本電信電話株式会社 等電信電話事業者 | □避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の 免除 |
| | □災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費 |
| (略) | |

第2部 市の復旧・復興のための計画

第1章 公共土木施設等復旧計画

第2節 計画の内容

第1 災害復旧事業計画の作成

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう事業期間の短縮 に努める。

なお、災害復旧事業の種類は以下のとおりである。

- (1)公共土木施設災害復旧事業(国土交通省所管事業、農林水産省所管事業)
- (2)農林水産業施設災害復旧事業(農林水産省所管事業)
- (3) 文教施設等災害復旧事業(文部科学省所管事業)
- (4)厚生施設等災害復旧事業(厚生労働省所管事業)
- (5)都市災害復旧事業(国土交通省所管事業)
- (6)公営住宅等災害復旧事業(国土交通省所管事業)
- (7) その他の災害復旧事業(経済産業省所管事業)
- (8)災害復旧に係る財政支援措置(総務省所管)

字句修正

組織名称の修正

第2 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

328

- 1 法律に基づき一部負担又は補助するもの(主なもの)
- (1)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2)農林水産業施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律
- (3)公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- (4)生活保護法
- (5)児童福祉法、老人福祉法、身体障がい者福祉法、知的障がい者福祉法、精神保健福祉法 売寿防止法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9)公営住宅法
- (10)都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

第2 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

- 1 法律に基づき一部負担又は補助するもの(主なもの)
- (1)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2)農林水産業施設災害復旧事業費国庫<mark>補助</mark>の暫定措置に関する法律
- (3)公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (4)生活保護法
- (5)児童福祉法、老人福祉法、身体障がい者福祉法、知的障がい者福祉法、精神保健福祉法 売春防止法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9)公営住宅法
- (10)都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針